

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部交通防犯課 No.001

処 分 名	定期検査
処 分 の 概 要	計量法の規定により、取引又は証明に使用する計量器（質量計、皮革面積計）は、2年に1度の定期検査が義務付けられています。その検査において、法令で定める基準に適合しない場合、不合格となります。
根拠法令等・条項	計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項、第23条 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第73条第2項
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	即日
設 定 年 月 日	平成27年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	定期検査指定日
申 請 方 法	定期検査における特定計量器の提出をもって申請とします。
備 考	申請には手数料がかかります。 特定計量器検査手数料.pdf

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

(根拠法令)

計量法第 19 条

特定計量器（第 16 条第 1 項又は第 72 条第 2 項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 第 107 条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器

二 第 127 条第 1 項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）

三 第 24 条第 1 項の定期検査済証印、検定証印等又は第 119 条第 1 項の計量証明検査済証印であつて、第 21 条第 2 項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第 72 条第 3 項又は第 96 条第 3 項の規定により表示されたものに限る。）の翌月 1 日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前 2 号に掲げるものを除く。）

(審査基準)

計量法第 23 条

定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 検定証印等が付されていること。
- 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第 2 号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第百二条第一項の基準器検査に合格した計量器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

第 1 項二号の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 44 条

第 1 項三号の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 45 条

第 2 項の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 46 条

第 3 項の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 47 条